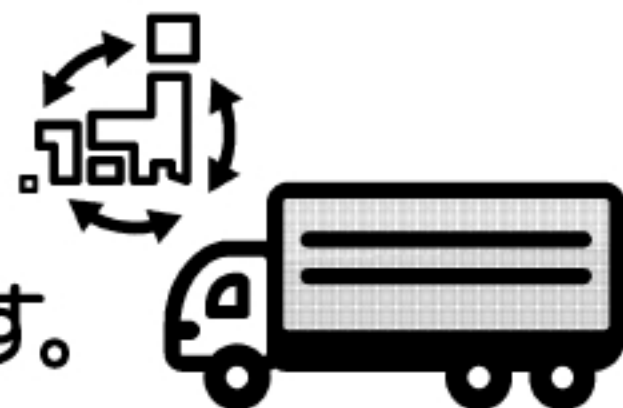


工場へ、部品や原材料を…
お店や自宅へ、商品を…
そこには必ず「トラック輸送」があります。



令和6年4月、
トラック輸送を取り巻く
環境が大きく変わります。

「働き方改革」に関連する労働基準法
や自動車運転者の労働時間等改善の
ための基準の改正により、トラック
ドライバー一人ひとりの労働時間は制限
されます。

これまでと同じ量の物を運ぶには、これ
までよりも多くのドライバーを確保
することや荷主のみなさまの労働時間
へのご理解が必要になります。

物流においても、

「安定的」で「持続可能」な
輸送の実現には

ドライバー確保のため
「標準的な運賃」に

(国土交通省告示)

ご理解をお願いします。

詳細は岩手日報
webサイトで
公開中



■国土交通省は「標準的な運賃」を告示しました。

持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの輸送ニーズに的確に対応するために。
令和2年4月、国土交通省によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。
トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、
法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。
トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中でも、エッセンシャルワーカー(※)として
経済を支えています。
荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。
※英語で「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー(労働者)を組み合わせた言葉

標準的な運賃の詳細は
こちらのQRコードから
ご覧いただけます。



トラック 標準的な運賃 検索



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association



公益社団法人

岩手県トラック協会

紫波郡矢巾町流通センター南2丁目9番1号 TEL 019-637-2171

<http://www.iwatokyo.or.jp/>